本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第一〇号）（外務省）

1　外務公務員の子女教育手当の支給額を改定することとした。（第一五条の二関係）

2　在ニウエ日本国大使館及び在ベンガルール日本国総領事館を新設するとともに、同大使館及び同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

3　既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとした。（別表第二関係）

4　この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇自殺対策基本法の一部を改正する法律（法律第一一号）（内閣府本府）

1　目的の改正

目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加することとした。（第一条関係）

2　基本理念の追加

基本理念として次の事項を追加することとした。（第二条第一項及び第五項関係）

㈠　自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならないこと。

㈡　自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならないこと。

3　国の責務の改正

国は地方公共団体に対し地方公共団体の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする旨を規定することとした。（第三条第三項関係）

4　自殺予防週間及び自殺対策強化月間

自殺予防週間及び自殺対策強化月間に関する規定を次のとおり追加することとした。（第七条関係）

㈠　国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

㈡　自殺予防週間は九月一〇日から九月一六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

㈢　国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努める。

㈣　国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努める。

5　関係者の連携協力

国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。10㈠及び㈢において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとした。（第八条関係）

6　都道府県自殺対策計画等

㈠　都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（㈡及び7において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとした。（第一三条第一項関係）

㈡　市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（7において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとした。（第一三条第二項関係）

7　都道府県及び市町村に対する交付金の交付

国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができることとした。（第一四条関係）

8　調査研究等の推進及び体制の整備

㈠　国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとした。（第一五条第一項関係）

㈡　国及び地方公共団体は、㈠の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとした。（第一五条第二項関係）

9　人材の確保等

国及び地方公共団体が自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるに当たって、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図る旨の規定を加えることとした。（第一六条関係）

10　心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等

㈠　国及び地方公共団体が講ずべき職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定することとした。（第一七条第一項関係）

㈡　国及び地方公共団体は、㈠の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならないこととした。（第一七条第二項関係）

㈢　学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとした。（第一七条第三項関係）

11　医療提供体制の整備

心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう国及び地方公共団体が講ずべき施策として「良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備」及び「精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保」を規定することとした。（第一八条関係）

12　必要な組織の整備

政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとした。（第二五条関係）

13　施行期日等

この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。